

子育て応援特別手当Q & A (VER. 1)

【総論】

- 問1 子育て応援特別手当の目的及び効果は何ですか。
- 問2 子育て応援特別手当に用途の限定はあるのですか。
- 問3 市町村が行う子育て応援特別手当の法的性格は何ですか。
- 問4 子育て応援特別手当の実施にあたり、市町村において条例等を整備する必要がありますか。
- 問5 子育て応援特別手当の支給に関し、住民基本台帳を活用することができる法的根拠は何ですか。
- 問6 児童手当においては、公務員の子については、各所属庁の長が支給事務を行っていますが、子育て応援特別手当については、公務員の子についても市町村が支給するのですか。
- 問7 子育て応援特別手当の支給対象となる子を小学校就学前3年間の子に限定した理由は何ですか。
- 問8 子育て応援特別手当の金額を3.6万円とした根拠は何ですか。
- 問9 子育て応援特別手当は、平成20年度限りの措置なのですか。

【支給対象者】

- 問1 支給対象者の決定に係る基準日を平成21年2月1日とする理由は何ですか。
- 問2 支給対象者を住基上の世帯主としたのはなぜですか。
- 問3 第2子以降を把握する場合に、第1子を18歳以下からカウントすることとしたのはなぜですか。
- 問4 第1子が5歳、第2子が2歳の場合、支給対象となりますか。また、第1子が5歳、第2子が4歳の場合は2人が支給対象となりますか。
- 問5 第1子が20歳、第2子が12歳、第3子が5歳の場合、支給対象となりますか。
- 問6 支給対象年齢の双子がいる場合、第2子だけが支給対象となるということですか。
- 問7 世帯主が子の親でない場合も世帯主に支給するのですか。
- 問8 住民基本台帳において1世帯であれば、事実上、2つの世帯がある場合であっても、あくまで住民基本台帳の情報に基づき支給するのですか。
- 問9 住民基本台帳上、親は国内にいるものの、子が海外にいる場合は支給対象となりますか。
- 問10 第1子が学校の寄宿舎に入舎しており、子育て応援特別手当の支給要件は満たすものの、住民基本台帳上は当該子の親の世帯に1子しか子がいないと表記されている場合は、支給対象となりますか。
- 問11 DV被害者に係る子であって、住民基本台帳上の世帯主がDV被害者の配偶者のままとされている場合について、当該世帯主に支給するのですか。

問12 所得制限を設けた場合、その基準を平成21年所得（平成21年1月1日～同年12月31日までの所得）としている理由は何ですか。

また、市町村の判断により平成20年所得を所得制限の基準とすることは可能ですか。

問13 所得制限は、あくまで世帯主の所得で判定し、世帯主以外の所得は勘案しないということでしょうか。

問14 所得制限を設けない場合であっても、国の交付金は給付費全額について交付されますか。

問15 仮に年度内に支給が完了しない場合であっても、支給対象となる子の範囲に変更はありませんか。

【申請及び支給】

問1 支給申請の受付開始は平成20年度内でなければならないのですか。

問2 平成20年度内から申請を受け付けたとしても、実際の支給は平成21年度となっても構いませんか。

問3 支給申請を郵送で受け付けることも可能ですか。

問4 児童手当を受給している方については、児童手当に係る受給者台帳を活用し、申請を求めずに支給することも可能ですか。

問5 事前に世帯主あてに通知を行う必要がありますか。

問6 支給事務において、児童手当・国民健康保険等のデータを使用することは可能ですか。

問7 振り込み口座は世帯主の口座に限定されますか。口座が本人名義であることの確認は必要ですか。

【その他】

問1 子育て応援特別手当は課税されますか。

問2 子育て応援特別手当は、生活保護の収入として認定されますか。

問3 事務効率、住民利便の観点から、案内、申請書、支払いを定額給付金と一体的に処理することは可能ですか。

【総論】

問1 子育て応援特別手当の目的及び効果は何ですか。

(答)

子育て応援特別手当は、現下の厳しい経済情勢において、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に対し配慮する観点から、平成20年度の緊急措置として、第二子以降の児童について、一人あたり3.6万円を支給するものです。

これにより、子育てを行う家庭における生活安心の確保に資するものと考えています。

問2 子育て応援特別手当に用途の限定はあるのですか。

(答)

子育て応援特別手当は、現下の厳しい経済情勢において、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に対し配慮する観点から支給するものであるため、子育てに係る費用に充てられることを想定していますが、法令上、その用途について制限が設けられているわけではありません。

問3 市町村が行う子育て応援特別手当の法的性格は何ですか。

(答)

市町村からの贈与です。

問4 子育て応援特別手当の実施にあたり、市町村において条例等を整備する必要がありますか。

(答)

地域振興券の際と同様、要綱の制定をお願いします。

問5 子育て応援特別手当の支給に関し、住民基本台帳を活用することができる法的根拠は何ですか。

(答)

子育て応援特別手当の支給に係る事務は市町村の自治事務であり、当該事務に住民基本台帳を活用することができる根拠は、住民基本台帳法第1条となります。

問6 児童手当においては、公務員の子については、各所属庁の長が支給事務を行っていますが、子育て応援特別手当については、公務員の子についても市町村が支給するのですか。

(答)

ご指摘のとおりです。

問7 子育て応援特別手当の支給対象となる子を小学校就学前3年間の子に限定した理由は何ですか。

(答)

今般の子育て応援特別手当については、

- ・ 一般に、就労家庭か否かに関わらず、保育所又は幼稚園に子供が共通して通う年齢が小学校就学前3年間であること
- ・ 0～2歳の子については、別途、児童手当制度において乳幼児加算（一律5千円を加算）が行われていること

などを総合的に勘案し、その支給対象となる子を小学校就学前3年間としたところです。

問8 子育て応援特別手当の金額を3.6万円とした根拠は何ですか。

(答)

支給額については、住民税非課税世帯の保育所の自己負担額の基準等を勘案して設定したものです。

問9 子育て応援特別手当は、平成20年度限りの措置なのですか。

(答)

今般の子育て応援特別手当は、「生活対策」の中で平成20年度の緊急措置として支給することとされたものであり、平成20年度限りの措置として位置付けられています。

【支給対象者】

問1 支給対象者の決定に係る基準日を平成21年2月1日とする理由は何ですか。

(答)

支給対象となる方の住民基本台帳からの抽出と支給申請までの間に住所地の異動が起こる可能性があることから、その期間をできるだけ短縮することを考慮して設定したものです。

問2 支給対象者を住基上の世帯主としたのはなぜですか。

(答)

子育て応援特別手当は、現下の厳しい経済情勢において、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に対し配慮する観点から支給するものであること、市町村において住民基本台帳から把握することが可能であり、支給に係る事務負担の軽減となること等を総合的に勘案して決定したものです。

問3 第2子以降を把握する場合に、第1子を18歳以下からカウントすることとしたのはなぜですか。

(答)

今般の子育て応援特別手当は、多子世帯の子育ての負担に対し配慮する観点から支給するものですが、ほとんどの子が高校まで進学するという状況に鑑みれば、一般的に18歳に到達する年の年度末までは当該児童に稼得能力があるとは言えないことから、その手当の性格に鑑み、第2子以降の判定については、

- ① 18歳以下とし、
- ② 18歳以下の子とは、18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にある者としたものです。

問4 第1子が5歳、第2子が2歳の場合、支給対象となりますか。また、第1子が5歳、第2子が4歳の場合は2人が支給対象となりますか。

(答)

子育て応援特別手当は、現下の厳しい経済情勢において、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に対し配慮する観点から支給するものであり、

- ・ 一般に、就労家庭か否かに関わらず、保育所又は幼稚園に子供が共通して通う年齢が小学校就学前3年間であること
- ・ 0～2歳の子については、別途、児童手当制度において乳幼児加算（月5千円）が行われていること

などを総合的に勘案し、その支給対象となる子を小学校就学前3年間としたところです。

このようなことから、前者の例については、支給対象となりません。後者の例については、第2子である1人が支給対象となります。

問5 第1子が20歳、第2子が12歳、第3子が5歳の場合、支給対象となりますか。

(答)

第2子以降の判定については、18歳以下とし、18歳以下の子とは、18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にある者としていることから、子育て応援特別手当の支給に関しては、18歳以下のうち2番目の子である第3子の子が支給対象となります。

問6 支給対象年齢の双子がいる場合、第2子だけが支給対象となるということですか。

(答)

ご指摘のとおりです。

問7 世帯主が子の親でない場合も世帯主に支給するのですか。

(答)

子育て応援特別手当の支給については、対象世帯について子の監護の事実の認定を行うことは、過大な事務負担が生じかねないことから、市町村における事務処理を勘案し、子の親か否かにかかわらず、世帯主に支給することとしています。

問8 住民基本台帳において1世帯であれば、事実上、2つの世帯がある場合であっても、あくまで住民基本台帳の情報に基づき支給するのですか。

(答)

ご指摘のとおりです。

問9 住民基本台帳上、親は国内にいるものの、子が海外にいる場合は支給対象となりますか。

(答)

支給対象となる子は支給対象者である世帯主と同一世帯である必要があり、ご指摘のようなケースは支給されません。

問10 第1子が学校の寄宿舎に入舎しており、子育て応援特別手当の支給要件は満たすものの、住民基本台帳上は当該子の親の世帯に1子しか子がいないと表記されている場合は、支給対象となりますか。

(答)

子育て応援特別手当については、住民基本台帳の情報をもとに支給することを原則としていますが、ご指摘のような事例については、現に支給対象となりうる児童が世帯内にいるにもかかわらず支給対象としないことは適切でないと考えられることから、医療保険の被扶養者に係る被保険者証の写し等を添付して申請していただき、扶養の事実を確認することで、支給対象とすることとしています。

問 11 DV被害者に係る子であって、住民基本台帳上の世帯主がDV被害者の配偶者のままとなっている場合について、当該世帯主に支給するのですか。

(答)

子育て応援特別手当については、市町村の事務負担を軽減し、早期に実施するという観点から、できる限りシンプルな仕組みとするために、基準日時点における住民基本台帳の記録をベースに給付を行うこととしています。

DV被害者で別居している方については、加害者である配偶者等による住民基本台帳の写しの閲覧や住民票の写しの交付等が制限される支援措置を活用し、実際に居住する住所において住民登録をしていただくことを想定しています。

問 12 所得制限を設けた場合、その基準を平成21年所得（平成21年1月1日～同年12月31日までの所得）としている理由は何ですか。

また、市町村の判断により平成20年所得を所得制限の基準とすることは可能ですか。

(答)

子育て応援特別手当の支給は、平成21年に行われることから、仮に、各市町村において所得制限を設ける場合の基準となる所得については、平成21年の所得としたものです。各市町村において、所得制限の基準を変更することは想定しておりません。

問 13 所得制限は、あくまで世帯主の所得で判定し、世帯主以外の所得は勘案しないということでもいいですか。

(答)

ご指摘のとおりです。

問 14 所得制限を設けない場合であっても、国の交付金は給付費全額について交付されますか。

(答)

交付されます。

問 15 仮に年度内に支給が完了しない場合であっても、支給対象となる子の範囲に変更はありませんか。

(答)

変更は予定していません。

【申請及び支給】

問1 支給申請の受付開始は平成20年度内でなければならないのですか。

(答)

市町村には、可能な限り、年度内の支給開始を目指していただきたいと考えていますが、最終的には各市町村の御判断によることとなります。

問2 平成20年度内から申請を受け付けたとしても、実際の支給は平成21年度となっても構いませんか。

(答)

市町村には、可能な限り、年度内の支給開始を目指していただきたいと考えていますが、最終的には各市町村の御判断によることとなります。

問3 支給申請を郵送で受け付けることも可能ですか。

(答)

可能ですが、適切な本人確認、二重支給の防止が確保できることが必要となります。

問4 児童手当を受給している方については、児童手当に係る受給者台帳を活用し、申請を求めずに支給することも可能ですか。

(答)

本人の受領の意思を確認するため、また、児童手当の受給者台帳を本人の同意なく活用することは、目的外使用となることから、子育て応援特別手当の支給においては申請をしていただくことを想定しております。

問5 事前に世帯主あてに通知を行う必要がありますか。

(答)

住民基本台帳から抽出した情報に基づき子育て応援特別手当の支給対象となる世帯主に事前に通知する方法、定額給付金の案内に同封する形で市町村内の全世帯にお知らせする方法、広報、保育所・幼稚園等を通じた周知を行う方法などから、各市町村が効率的である各種の方策を選択していただくことを想定しています。

問6 支給事務において、児童手当・国民健康保険等のデータを使用することは可能ですか。

(答)

子育て応援特別手当の申請時において、市町村が保有する公簿の確認について同意をいただくことで参照が可能です。

問7 振り込み口座は世帯主の口座に限定されますか。口座が本人名義であることの確認は必要ですか。

(答)

振り込み口座は世帯主の口座に限定はしない方向で検討中です。また、口座の確認は、通帳のコピー等を提示していただくことにより確認することを想定しています。

【その他】

問1 子育て応援特別手当は課税されますか。

(答)

子育て応援特別手当の所得税・個人住民税上の取扱いは、一時所得とされ、これには50万円の特別控除額があるため、他に一時所得がない場合には、一般的には課税所得は発生しないものと考えられます。

なお、定額給付金については、平成20年末にとりまとめられた与党税制改正大綱において、非課税とすることとされたところです。

問2 子育て応援特別手当は、生活保護の収入として認定されますか。

(答)

収入認定除外とする方向で検討中です。

問3 事務効率、住民利便の観点から、案内、申請書、支払いを定額給付金と一体的に処理することは可能ですか。

(答)

可能です。